主 文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

被告人及び弁護人斎藤義夫の上告趣意は、いずれも刑訴四〇五条の上告理由に当らない(被告人の第一審公判廷における自白が、所論のような事情にもとづいたものであることを推測せしめる事情は記録上認められず、憲法違反の主張は、その前提を欠くものである)。また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号、一八一条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和三〇年三月五日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	栗	Щ		茂
裁判官	小	谷	勝	重
裁判官	藤	田	八	郎
裁判官	谷	村	唯一	郎
裁判官	池	田		克